

大田区指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護  
予防支援事業者の行政処分等の処理に関する要綱

平成24年12月 1日  
24福介発第12632号

改正 平成28年 3月 7日27福介発第12638号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）に対して勧告、命令、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「行政処分等」という。）を行う場合の基準と事務手続を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(勧告)

第3条 区長が法第78条の9第1項、法第115条の18第1項又は法第115条の28第1項の規定により勧告を行う場合は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定による勧告を受けた者が、期限内にこれに従わなかった場合で必要があると認められるときは、その旨を大田区広報及び大田区公式ホームページに掲載する方法により公表する。

(命令)

第4条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて、その勧告にかかる措置をとらなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告にかかる措置をとるべきことを命ずる。

2 命令を行う基準は、別表2のとおりとする。

3 第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公示する。

(指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止)

第5条 区長が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「取消し等」という。）を行う場合の基準は、別表3のとおりとする。

(行政処分)

第6条 区長は、行政処分を行うときの聴聞及び弁明については、この要綱の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）及び大田区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第73号）の例による。

(行政処分の手続の開始)

第7条 区長は、法令違反、介護報酬の不正請求及び不適正な介護サービスの提供等が認められる場合で、その他区長が必要と認める場合は、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「監査調書等」という。）を作成する。

(行政処分の決定)

第8条 行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を考慮する。

(本人通知)

第9条 行政処分を行うことを決定した時は、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した書面により通知を行う。

(事実の公表)

第10条 行政処分を行った場合は、その旨を公示する。

(関係機関への通知)

第11条 命令又は取消し等を行ったときは、東京都及び関係する区市町村に通知する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

勧告を行う場合の基準

- 1 大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成22年4月20日22福介発第1010号の2）及び大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱（平成22年4月20日22福介発第1010号の2）に基づく指導又は監査の結果、介護サービス事業者が次表に該当し、文書により改善を指摘された場合で、改善に係る措置をとらないとき又は改善の見込みがないとき。

法第78条の9第1項に規定する勧告を行う場合 （指定地域密着型サービス）	法第78条の4第3項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第2項若しくは第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていないと認めるとき。
法第115条の18第1項に規定する勧告を行う場合 （指定地域密着型介護予防サービス）	法第115条の13第3項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第2項若しくは第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていないと認めるとき。
法第115条の28第1項に規定する勧告を行う場合 （指定介護予防支援）	法第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていないと認めるとき。

- 2 上記と同様な状態であると認められるとき。

別表2（第4条関係）

命令を行う場合の基準

法第78条の9第3項に規定する命令を行う場合 （指定地域密着型サービス）	法第78条の9第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービスの事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の18第3項に規定する命令を行う場合 （指定地域密着型介護予防サービス）	法第115条の18第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービスの事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の28第3項に規定する命令を行う場合 （指定介護予防支援）	法第115条の28第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援の事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。

別表3（第5条関係）

指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う場合の基準

法第78条の10に規定する指定の取消し等を行う場合 （指定地域密着型サービス）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第4項第5号又は9号のいずれかに該当するに至ったとき。</li> <li>2 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第6項第3号に該当するに至ったとき。</li> <li>3 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第8項の規定によ</li> </ol>
--	--

	<p>り当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定にかかる事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第78条の4第3項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>5 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の4第3項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>6 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の4第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>7 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、法第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条及び第104条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 地域密着型サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>9 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>10 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定にかかる事業所の従業者が、法第78条の7第1項規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>11 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>14 指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
<p>法第115条の19に規定する指定の取消し等を行う場合 （指定地域密着型介護予防サービス）</p>	<p>1 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第2項第5号又は9号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第4項第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定にかかる事業</p>

所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第115条の14第3項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 6 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 8 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 9 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 10 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- 11 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 13 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

法第115条の29に規定する指定の取消し等を行う場合  
(指定介護予防支援)

- 1 指定介護予防支援事業者が、法第115条の22第2項第4号又は8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定介護予防支援事業者が、当該指定にかかる事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 3 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- 4 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第4項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 5 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- 6 指定介護予防支援事業者が、法第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚

偽の報告をしたとき。

- 7 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 8 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。
- 9 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 11 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。